2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成21・22年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　入札公告の前年度から起算した過去２年間（平成19年度及び平成20年度）における当該工種の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。

⑷　施工実績

平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事

・土工量（切土量又は盛土量の多い方）が35万㎥以上ある道路土工工事

ただし、特定建設工事企業体にあっては、特定建設工事企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事

・土工量（切土量又は盛土量の多い方）が15万㎥以上ある道路土工工事

⑸　配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成６年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。

・同種工事

土工量（切土量又は盛土量の多い方）が15万㎥以上ある道路土工工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域４」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める共同企業体協定書㈱による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　本工事では、３の⑶に示す技術提案項目について、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）において、発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていることを求める。

よって、技術提案が採用されること又は、技術提案が採用されなかった場合若しくは技術提案がない場合においては、標準案で施工する時の注意事項の記載が適正であることが必要であり、この記載もない場合は、競争参加資格は認めない。ただし、企業の信頼性・社会性、総合的なコストに関する事項については、提案がない場合の標準案で施工する旨の意思表示及び施工上の注意事項の記載は必要ない。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（発注者が設定する最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。）に最大30点の加算点（入札参加者が提出した技術提案の評価結果に応じて付与する点数。以下同じ。）を加えた点数を入札価格で除した数値（３の⑷でいう「評価値」）を算出し、この数値を比較して落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

企業の信頼性・社会性、工事目的物の性能・機能向上、社会的要請、総合的なコストに関する事項を評価指標とし、評価指標を具体化した技術提案項目について入札説明書に基づき作成するものとする。

⑶　技術提案項目

◆企業の信頼性・社会性に関する事項

①　社会貢献度（工事現場及び現場事務所等における地球環境への取組み）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

②　コンクリート構造物を構築するにあたり、耐久性を確保するために必要なコンクリートの配合設計・製造・施工・検査等の品質確保に関する留意点と具体的な対応策

③　盛土材の適正な管理手法・検収方法及び品質管理の高度化

◆社会的要請に関する事項

④　盛土材搬入における運行管理及び公衆災害に対する安全対策

⑤　工事区間沿線に近接した家屋及び施設、牛舎、耕作地等への環境対策（騒音・振動・粉塵・土砂流出・濁水）に関する留意点と具体的な対応策

◆総合的なコストに関する事項

⑥　契約締結後、工事目的物の機能・性能等を低下させずにコスト削減が可能となる提案につながる考え方